

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）
（2024年4月から2025年3月まで）

2025年6月12日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月9日	つくし野デイサービスセンター	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画に従った目標の達成状況の記録を行うこと。	改善済
5月16日	デイサービスふわりの家つくし野	株式会社 ふわりケアサービス	地域密着型通所介護	やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況や評価を、利用者又は家族に説明すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
5月23日	ステップぱーとなー町田	Beyondウェルネス株式会社	地域密着型通所介護	運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すること。	改善済
				個別機能訓練を実施した際は、訓練実施時間、訓練実施者等の個別機能訓練に関する記録を作成すること。	改善済
				個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間について評価を行うこと。	改善済
5月28日	デイサービスうたなかま	株式会社 縁歌	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	改善済
5月30日	だんらんの家町田木曽	日本ソーシャルケア株式会社	地域密着型通所介護	感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月6日	リハビリ特化型デイサービス サルビア	株式会社 サルビア	地域密着型通所介護	機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、利用日及び利用時間を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				月ごとの勤務表において、職員の勤務体制を明確にすること。	改善済
				ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				個別機能訓練加算に係る個別機能訓練を開始した後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅における生活状況を確認すること。	改善済
				利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練等の効果等について説明し、記録すること。	改善済
				個別機能訓練は機能訓練指導員が直接行い、個別機能訓練項目、実施時間、実施者について記録に残すこと。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
6月13日	居宅介護支援 海色	株式会社 海 色リハライフ	居宅介護支 援	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
6月13日	海色リハライ フ	株式会社 海 色リハライフ	地域密着型 通所介護	指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				入浴介助加算について適正に算定すること。	改善済
				個別機能訓練は、機能訓練指導員が直接実施すること。	改善済
				個別機能訓練に関する目標、訓練実施時間・個別機能訓練実施者等に関する事項を記録すること。	改善済
6月20日	デイサービス 心和	有限会社 光 介護サービス	地域密着型 通所介護	指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画の目標の達成状況について、利用者又はその家族に説明すること。	改善済
6月25日	デイサービス ひなた	株式会社 カ ントリー	地域密着型 通所介護	厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
6月27日	リハビリデイ サービス リ ハフィット	株式会社アイ モジャパン	地域密着型 通所介護	地域密着型通所介護計画に従った目標の達成状況の記録を行うこと。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				個別機能訓練の実施状況や効果等について、利用者又はその家族に説明し、記録すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月9日	でいほーむ いろり	株式会社 彩里	地域密着型 通所介護	非常災害に関する具体的計画（消防計画）を策定すること。	改善済
7月11日	Cherish (チェリッシュ)	社会福祉法人 嘉祥会	地域密着型 通所介護	なし	-
7月18日	真桜リハビリ 町田	真桜リハビリ 株式会社	地域密着型 通所介護	なし	-
7月18日	真桜ケアマネ ジメントサー ビス	真桜リハビリ 株式会社	居宅介護支 援	なし	-
7月25日	デイサービス センター ま ちだ正吉苑	社会福祉法人 正吉福祉会	認知症対応 型通所介護	なし	-
7月25日	居宅介護支援 センター ま ちだ正吉苑	社会福祉法人 正吉福祉会	居宅介護支 援	なし	-
7月30日	認知症対応型 通所介護 芙 蓉園	社会福祉法人 芙蓉会	認知症対応 型通所介護	なし	-
7月30日	デイサービス センター芙蓉 園	社会福祉法人 芙蓉会	通所介護	なし	-
8月6日	小山田高齢者 在宅サービス センター	社会福祉法人 町田市福祉 サービス協会	認知症対応 型通所介護	なし	-
8月6日	小山田高齢者 在宅サービス センター	社会福祉法人 町田市福祉 サービス協会	通所介護	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
8月22日	みぎわホーム	社会福祉法人 南町田いろ ば会	介護老人福 祉施設	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
				資金の法人外流出・認められている事業以外への資金繰り入れは行わないこと。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
8月29日	リハプライド 町田	株式会社ミス ティック	地域密着型 通所介護	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録し、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				個別機能訓練加算について適正に算定すること。	改善済
9月3日	SOMPOケア町 田 居宅介護 支援	SOMPOケア株 式会社	居宅介護支 援	なし	-
9月3日	SOMPOケア町 田 訪問介護	SOMPOケア株 式会社	訪問介護	なし	-
9月10日	まちだデイ サービス	有限会社アイ エムビーアイ	地域密着型 通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				機能訓練指導員を必要数配置しているか確認できないので是正すること。また、勤務表において、従業員の配置等を明確にすること。	改善済
				指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて（アセスメントを行って）地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で交付すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
9月10日	まちだデイ サービス	有限会社アイ エムビーアイ	地域密着型 通所介護	地域密着型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	改善済
				非常災害に関する具体的計画を策定すること。	改善済
				感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				虐待の防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定すること。	改善済
				業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算を算定すること。	改善済
				個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する際は、専従の理学療法士等1人に加えて、専従の理学療法士等を1人以上配置すること。	改善済
				個別機能訓練の実施時及び3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し利用者の生活状況等を確認すること。	改善済
				個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について利用者又はその家族に説明し、記録すること。	改善済
				個別機能訓練を実施した際は、訓練実施時間、訓練実施者等の個別機能訓練に関する記録を作成すること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
10月8日	グループホームあおぞら	医療法人社団 芙蓉会	認知症対応 型共同生活 介護	口腔・栄養スクリーニング加算にか かる口腔スクリーニングを適切に実 施すること。	改善済
10月17日	グループホーム花物語まち だ南	株式会社日本 アメニティラ イフ協会	認知症対応 型共同生活 介護	口腔・栄養スクリーニング加算を算 定する場合は、口腔の健康状態のス クリーニング及び栄養状態のス クリーニングを行うこと。	改善済
10月24日	愛の家グルー プホーム町田 相原	メディカル・ ケア・サービ ス株式会社	認知症対応 型共同生活 介護	口腔・栄養スクリーニング加算にか かる口腔スクリーニングを適切に実 施すること。	改善済
10月31日	木曽東グルー プホーム圓	社会福祉法人 創和会	認知症対応 型共同生活 介護	アセスメントを実施した上で認知症 対応型共同生活介護計画を作成する こと。	改善済
				認知症対応型共同生活介護計画の実 施状況の把握（モニタリング）を行 うこと。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので 是正すること。	改善済
11月14日	高齢者グルー プホーム光の 園町田	社会福祉法人 町田真弘会	認知症対応 型共同生活 介護	指定認知症対応型共同生活介護にお いて提供される便宜のうち、日常生 活においても通常必要となるものに 係る費用であって、その利用者に負 担させることが適当と認められるも の（その他の日常生活費）の取扱い について適正に行うこと。	改善済
				看取り介護加算の算定に際しては、 利用者が医師が一般に認められてい る医学的知見に基づき回復の見込み がないと診断した者であることを確 認すること。また、介護記録等に必 要事項を記録すること。	改善済
11月21日	なでしこケア 居宅介護支援 事業所	株式会社たま がわHANDS	居宅介護支 援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ 位置付けた場合には、必要に応じて 随時サービス担当者会議を開催し、 継続して福祉用具貸与を受ける必要 性について検証すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延の防止のた めの対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催すること。	改善済
				入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定に 際しては、利用者が入院した日の 翌々日までに入院した病院又は診療 所の職員に対して必要な情報を提供 すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月26日	鶴川サナトリウム病院 居宅介護支援事業所	医療法人社団明理会	居宅介護支援	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				入院時情報連携加算を適切に算定すること。	改善済
11月28日	伊藤鍼灸院	株式会社大藤	居宅介護支援	主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				居宅サービス計画に、福祉用具貸与を位置付ける場合は、その妥当性について検討すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所ごとに月ごとの勤務表を作成すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。	改善済
				介護支援専門員その他の従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
12月12日	町田サポートセンターあさひ	特定非営利活動法人東京ケアネットワーク	居宅介護支援	訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認すること。	改善済
				訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済
12月17日	芙蓉ケアプラン	医療法人社団芙蓉会	居宅介護支援	なし	-

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
12月19日	アットホーム	特定非営利活動法人アットホーム	居宅介護支援	居宅サービス計画を適切に作成すること。	改善済
				居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	改善済
				利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、主治の医師等の指示があることを確認すること。	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を当該主治の医師等に交付すること。	改善済
				居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。あわせて、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。	改善済
				ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
				虐待の防止のための指針を整備すること。	改善済
				虐待の防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定すること。	改善済
				居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
12月19日	アットホーム	特定非営利活動法人アットホーム	訪問介護	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。	改善済
				居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供すること。	改善済
				訪問介護計画の作成に当たっては、アセスメントを実施し、具体的なサービス内容等の必要事項を記載した訪問介護計画を作成すること。	改善済
				訪問介護計画が居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済
				月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等の勤務の体制を定めること。	改善済
				ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				虐待の防止のための指針を整備すること。	改善済
12月24日	居宅介護支援事業所リプラケアサポート	リプラ株式会社	居宅介護支援	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。	改善済
				ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	改善済
				非常災害発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
1月16日	さわやかケア町田・居宅介護支援	ウェルシアパートナーズ株式会社	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
1月16日	さわやかケア 町田・訪問介 護	ウェルシア パートナーズ 株式会社	訪問介護	なし	-
1月23日	ケアセンター 成瀬・暖家	社会福祉法人 創和会	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う 場合には、3つの要件（切迫性、非 代替性及び一時性）を満たすこと について組織として確認し、具体的 な内容について記録に残すこと。	改善済
				地域密着型施設サービス計画の作成 にあたっては、アセスメントを実施 すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得 た秘密を漏らすことがないよう必要 な措置を講じること。	改善済
				緊急やむを得ず身体的拘束等を行う 場合に、その態様及び時間、緊急や むを得ない理由を記録していない場 合には、身体拘束廃止未実施減算を 適用すること。	改善済
1月28日	グッドタイム ケアセン ター・町田	株式会社創生 事業団	居宅介護支 援	指定居宅介護支援事業所と同一の建 物に居住する利用者に対して、指定 居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の95に相当する 単位数を算定すること。	改善済
1月28日	グッドタイム ケア・町田	株式会社創生 事業団	訪問介護	訪問介護計画の実施状況や評価につ いて、利用者又はその家族に説明を 行うこと。	改善済
1月31日	あさがおケア プランセン ター	株式会社モー ニンググロー リー	居宅介護支 援	なし	-
2月6日	グッドケア	株式会社グッ ドスマイル	居宅介護支 援	なし	-
2月6日	グッドケア訪 問介護	株式会社グッ ドスマイル	訪問介護	従業者であった者が、業務上知り得 た秘密を漏らすことがないよう必要 な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場 合は当該家族の同意を、あらかじめ 文書により得ること。	改善済
				指定訪問介護の提供により事故が発 生した場合は、市町村、当該利用者 の家族、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者等に連絡を行うとともに 、必要な措置を講じること。	改善済
				新規採用時に、虐待の防止のための 研修を実施すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2月13日	ヘルパーステーション成瀬	社会福祉法人創和会	訪問介護	訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				2人の訪問介護員等による訪問介護について、適正に算定すること。	改善済
2月13日	ケアマネジメントセンター成瀬	社会福祉法人創和会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
2月18日	クリエイティブカミヤ株式会社 介護支援事業所カミヤ	クリエイティブカミヤ株式会社	居宅介護支援	サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容を記録すること。	改善済
				少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	改善済
				居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。	改善済
				介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
2月25日	ジャスミン居宅介護支援事業所	株式会社茉莉花	居宅介護支援	厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出ること。	改善済
2月27日	居宅介護支援センター椿	社会福祉法人天寿園会	居宅介護支援	なし	-
2月27日	デイサービスセンター椿	社会福祉法人天寿園会	通所介護	なし	-
3月11日	ピースケアプラン町田鶴川	isLand合同会社	居宅介護支援	なし	-

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導監査について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導監査、福祉サービス事業者の指導監査>指定介護サービス事業所等に対する指導監査について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996